



# 島根県報

令和2年3月31日（火）

号外第33号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【規則】**

島根県立美術館条例施行規則 (文化国際課) 3

島根県芸術文化センター条例施行規則 ( " ) 9

**【教委規則】**

島根県立美術館条例施行規則及び島根県立石見美術館管理規則を廃止する規則 (教育庁総務課) 19

## 公布された条例等のあらまし

### ◇島根県立美術館条例施行規則（規則第36号）

#### 1 規則の概要

- (1) 島根県立美術館（以下「美術館」という。）の指定管理者の指定を受けようとする者が提出する申請書の様式を定めることとした。（第2条第1項・様式第1号関係）
- (2) (1)の申請書に添付する書類を定めることとした。（第2条第2項関係）
- (3) 事業報告書の提出期限を毎会計年度終了後60日までとすることとした。（第3条関係）
- (4) 附属設備の使用料を定めることとした。（第4条・別表関係）
- (5) 美術館の使用料及び観覧料（以下「使用料等」という。）は前納とし、知事が特に認めた場合は後納とすることができることとした。（第5条関係）
- (6) 年間観覧料を支払った者に年間観覧券を交付することとした。（第6条関係）
- (7) 使用料等を減免することができる基準を定めることとした。（第7条第1項・第2項関係）
- (8) (7)により使用料等の減免を受けようとする者が提出する申請書の様式を定めることとした。（第7条第3項・様式第2号・様式第3号関係）
- (9) 観覧料の割引制度を定めることとした。（第8条関係）
- (10) 島根県立美術館協議会の組織及び運営に関する事項を定めることとした。（第9条関係）

#### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

### ◇島根県芸術文化センター条例施行規則（規則第37号）

#### 1 規則の概要

- (1) 島根県芸術文化センターの指定管理の指定を受けようとする者が提出する申請書の様式を定めることとした。（第2条・様式第1号関係）
- (2) (1)の申請書に添付する書類を定めることとした。（第2条第2項関係）
- (3) 事業報告書の内容等を定めることとした。（第3条関係）
- (4) 島根県立いわみ芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）の利用の不許可事由は、知事が理由があると認める場合を除き、物品の販売その他これに類する行為を行うこととした。（第4条関係）
- (5) 島根県立石見美術館（以下「美術館」という。）の観覧料は前納とし、知事が特に認めた場合は後納とすることができることとした。（第5条関係）
- (6) 美術館の年間観覧料を支払った者に美術館の年間観覧券を交付することとした。（第6条関係）
- (7) 美術館の観覧料を減免することができる基準を定めることとした。（第7条第1項関係）
- (8) (7)により美術館の観覧料の減免を受けようとする者が提出する申請書の様式を定めることとした。（第7条第2項・様式第2号関係）
- (9) 美術館の観覧料の割引制度を定めることとした。（第8条関係）
- (10) 島根県芸術文化センター協議会に関し、必要な事項は、別に定めることとした。（第9条関係）
- (11) 芸術劇場の設備の基準額を定めることとした。（第10条関係）

#### 2 施行期日

令和2年4月1日から施行することとした。

**規**

**則**

島根県立美術館条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第36号

島根県立美術館条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、島根県立美術館条例（平成16年島根県条例第50号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定管理者の申請に関する書類等)

**第2条** 条例第6条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によらなければならない。

2 条例第6条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (4) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (5) 団体の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(事業報告書の内容等)

**第3条** 条例第8条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第10条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から60日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 条例第8条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 美術館の管理の体制
- (2) 美術館の管理業務の実施状況及び使用の実績
- (3) 美術館の管理に要した経費の収支状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理に関し知事が必要と認める事項

(附属設備の使用料)

**第4条** 条例別表第1の備考3の規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料等の納付)

**第5条** 美術館の使用料及び観覧料（以下「使用料等」という。）は、前納とする。ただし、知事が特に認めた場合は、後納とすることができる。

(年間観覧券)

**第6条** 年間観覧料を支払った者に対しては、年間観覧券を交付するものとし、その有効期間は、当該年間観覧券を交付した日から起算して1年間とする。

2 年間観覧券の使用は、同一人に限るものとする。

(使用料等の減免)

**第7条** 次の各号に掲げる者が条例別表第1に掲げる施設又は設備を使用しようとするときは、条例第18条の規定により、同表に定める使用料の額から当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 県内の幼稚園の園児、小学校の児童、中学校の生徒又はこれらに準ずる者（次号において「園児等」という。）が教育課程に基づく教育活動として創作した美術作品を展示しようとする者 使用料の額の7割
- (2) 県内の高等学校の生徒、大学の学生若しくはこれらに準ずる者が創作した美術作品又は園児等の創作した前号に規

定する美術作品以外のものを展示しようとする者 使用料の額の 5 割

- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳（知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は心と体の相談センターにおいて知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。）又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者（次項において「障がい者」という。）で県内に住所を有する者が創作した美術作品を展示しようとする者 使用料の額の 7 割

- (4) 前3号に掲げる者のほか、知事が特別の理由があると認める者 知事が別に定める額

2 次の各号に掲げる者（条例別表第4個人の場合の欄に該当する者に限る。）が美術館の展示する美術品及び美術に関する資料を観覧しようとするときは、条例第18条の規定により、条例別表第4個人の場合の欄に定める額（以下この項において「観覧料の額」という。）から当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するもの 観覧料の額の全額

- (2) 前号に掲げる者を引率する教職員 観覧料の額の全額

- (3) 障がい者 観覧料の額の全額

- (4) 障がい者の付添人（原則として障がい者の人数と同じ人数までに限る。） 観覧料の額の全額

- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が特別の理由があると認める者 知事が別に定める額

3 前2項の規定により使用料又は観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、使用料減免申請書（様式第2号）又は観覧料減免申請書（様式第3号）を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、前項第3号及び第4号に掲げる者については、この限りでない。

（観覧料の割引制度）

**第8条** 条例別表第4に規定する規則で定める割引制度は、次に掲げる事項とする。

- (1) 他の観光施設等の管理者等と共同で発行する共通割引券を利用して観覧する場合

- (2) 別に定める者が運営する交通機関を利用する者が、別に定める乗車券等を提示して観覧する場合

- (3) 前2号に掲げる場合のほか、美術館の利用を促進するものとして特に必要と認める場合

（美術館協議会）

**第9条** 島根県立美術館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員のうちから互選によってこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会は、会長が招集する。

5 協議会に議長を置き、会長をもって充てる。

6 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

7 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 協議会の庶務は、美術館において処理する。

（委任）

**第10条** この規則に定めるもののほか、美術館の管理に必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

**別表**（第4条関係）

1 ギャラリーの附属設備の使用料

設備名	単位	使用料
展示ケース	1台	1,410円

ユニット展示台	1台	100円
ユニット展示台リング	1台	30円
長机	1脚	20円
スポットライト	1基	40円

## 2 ホールの附属設備の使用料

設備名	単位	使用料
アッパーホリゾントライト	1列	220円
ローアホリゾントライト	1列	330円
1kWクセノンピンスポット	1台	950円
3点吊りマイク設備	一式	1,440円
ハンド型ワイヤレスマイク	1本	20円
タイピン型ワイヤレスマイク	1本	10円
移動型ステージモニタースピーカー	1台	40円
映像上映設備	一式	28,750円
ハイビジョン書画装置	1台	1,440円
35ミリスライド映写機	1台	320円
映像録画設備	一式	7,610円
移動型カメラ	1台	600円
移動型ワゴン	1台	1,160円
インカム内蔵テレビ	1台	640円
出先用モニターテレビ	1台	480円
16ミリ映写機	1台	620円

様式第1号（第2条関係）

## 指定管理者指定申請書

年 月 日

様

所在地  
申請者 名 称  
代表者氏名

㊟

美術館の指定管理者について指定を受けたいので、島根県立美術館条例第5条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

## 記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金	円		
提携団体（他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。）			

様式第2号（第7条関係）

## 島根県立美術館使用料減免申請書

年 月 日

様

住 所 〒

（団体にあつては、主たる事務所の所在地）

申請者 氏 名

（団体にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

（自宅及び勤務先）

下記のとおり使用料の減免を受けたいので申請します。

記

使 用 期 間	年 月 日 ( ) 曜日 から 年 月 日 ( ) 曜日 まで		
使 用 施 設	<input type="checkbox"/> 第1展示室 (260㎡) <input type="checkbox"/> 第1展示室及び第2展示室 (435㎡) <input type="checkbox"/> 第2展示室 (175㎡) <input type="checkbox"/> 第2展示室及び第3展示室 (350㎡) <input type="checkbox"/> 第3展示室 (175㎡) <input type="checkbox"/> 展示室全室 (860㎡) <input type="checkbox"/> ホール		
減 免 を 申 請 す る 理 由	<input type="checkbox"/> 県内の園児等が教育課程に基づく教育活動として創作した美術作品の展示 <input type="checkbox"/> 県内の高等学校の生徒又は大学の学生（これらに準ずる者を含む。）が創作した美術作品又は園児等が創作した上記の美術作品以外のものの展示 <input type="checkbox"/> 障がい者で県内に住所を有する者が創作した美術作品の展示 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
使 用 料	減免前の金額	※ 減免する金額	※ 徴収する金額
	円	円	円
		減免割合	%

(注) ※印欄は、記載しないでください。

## 様式第3号 (第7条関係)

## 島根県立美術館観覧料減免申請書

年 月 日

様

住 所 〒

(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(自宅及び勤務先)

下記のとおり観覧料の減免を受けたいので申請します。

記

観 覧 期 日	年 月 日 ( ) 曜日		
展 覧 会 名			
減 免 を 申 請 す る 理 由	<input type="checkbox"/> 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者が、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧する場合 <input type="checkbox"/> 上記の者を教職員が引率する場合 <input type="checkbox"/> その他の場合 ( )		
区 分	正 規 の 観 覧 料	※ 減 免 率	※ 減 免 後 の 観 覧 料
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	円 × 人 = 円	%	円
上記を引率する教職員	円 × 人 = 円	%	円
そ の 他 の 者	円 × 人 = 円	%	円
合 計	円		円

(注) ※印欄は、記載しないでください。

島根県芸術文化センター条例施行規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県知事 丸 山 達 也

### 島根県規則第37号

島根県芸術文化センター条例施行規則

島根県立いわみ芸術劇場管理規則（平成16年島根県規則第91号）の全部を改正する。

（趣旨）

**第1条** この規則は、島根県芸術文化センター条例（平成16年島根県条例第51号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者の申請に関する書類）

**第2条** 条例第7条第2項の申請書の様式は、指定管理者指定申請書（様式第1号）によらなければならない。

2 条例第7条第2項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 定款、寄附行為、規約その他これらに準ずる書類
- (2) 法人にあっては、当該法人の登記事項証明書
- (3) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書並びに過去2年間の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに準ずる書類
- (4) 役員の名簿及び略歴を記載した書類
- (5) 団体の概要を記載した書類
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

（事業報告書の内容等）

**第3条** 条例第9条の規則で定める日は、毎会計年度終了後60日とする。ただし、条例第11条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消された場合は、その取消の日から60日とし、その報告の対象となる期間は当該取消の前日までとする。

2 島根県立石見美術館（以下「美術館」という。）の管理の業務に関し条例第9条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 美術館の管理の体制
- (2) 美術館の管理の業務の実施状況及び使用の実績
- (3) 美術館の管理に要した経費の収支状況
- (4) 前各号に掲げるもののほか、美術館の管理に関し知事が必要と認める事項

3 島根県立いわみ芸術劇場（以下「芸術劇場」という。）の管理の業務に関し条例第9条の規則で定める内容は、次のとおりとする。

- (1) 芸術劇場の管理運営の体制
- (2) 芸術劇場の管理の業務及び文化事業の実施状況並びに芸術劇場の利用の実績
- (3) 芸術劇場の利用料金の収入の実績
- (4) 芸術劇場の管理の業務及び文化事業に要した経費の収支状況
- (5) 前各号に掲げるもののほか、芸術劇場の管理運営に関し知事が必要と認める事項

（芸術劇場の利用の不許可事由）

**第4条** 芸術劇場における条例第14条第2項第5号の規則で定める事由は、知事が理由があると認める場合を除き、物品の販売その他これに類する行為を行うこととする。

（美術館の観覧料の納付）

**第5条** 美術館の観覧料は、前納とする。ただし、知事が特に認めた場合は、後納とすることができる。

(美術館の年間観覧券)

**第6条** 美術館の年間観覧料を支払った者に対しては、美術館の年間観覧券を交付するものとし、その有効期間は、当該年間観覧券を交付した日から起算して1年間とする。

2 美術館の年間観覧券の使用は、同一人に限るものとする。

(美術館の観覧料の減免)

**第7条** 次の各号に掲げる者(条例別表第2個人の場合の欄に該当する場合に限る。)が美術館の展示する美術品及び美術に関する資料を観覧しようとするときは、条例第21条の規定により、条例別表第2個人の場合の欄に定める額(以下この項において「観覧料の額」という。)から当該各号に定める額を減免することができる。

- (1) 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者で、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧するもの 観覧料の額の全額
- (2) 前号に掲げる者を引率する教職員 観覧料の額の全額
- (3) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の身体障害者手帳、療育手帳(知的障害者の福祉の充実に図るため、児童相談所又は心と体の相談センターにおいて知的障害者と判定された者に対して交付される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条第2項の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者(次号において「障がい者」という。) 観覧料の額の全額
- (4) 障がい者の付添人(原則として障がい者の人数と同じ人数までに限る。) 観覧料の額の全額
- (5) 前各号に掲げる者のほか、知事が特別の理由があると認める者 知事が別に定める額

2 前項の規定により観覧料の減免を受けようとする者は、あらかじめ、島根県立石見美術館観覧料減免申請書(様式第2号)を提出し、知事の承認を受けなければならない。ただし、前項第3号及び第4号に掲げる者については、この限りでない。

(美術館の観覧料の割引制度)

**第8条** 条例別表第2に規定する規則で定める割引制度は、次に掲げる事項とする。

- (1) 他の観光施設等の管理者等と共同で発行する共通割引券を利用して観覧する場合
- (2) 別に定める者が運営する交通機関を利用する者が、別に定める乗車券等を提示して観覧する場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、美術館の利用を促進するものとして特に必要と認める場合

(センター協議会)

**第9条** 条例第28条第1項のセンター協議会に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(芸術劇場の設備の基準額)

**第10条** 条例別表第1の2の芸術劇場の設備の基準額で知事が定める額は、別表のとおりとする。

(委任)

**第11条** この規則に定めるもののほか、美術館の管理に関し必要な事項は、知事が別に定める。

#### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別表(第10条関係)

種別	品名	単位	基準額 (1回につき)	備考
舞台大道具及び小道具	演台	1卓	790円	花台を含む。
	指揮台	1台	300円	
	譜面台	1台	90円	
	所作台	一式	7,790円	

		平台	1枚	250円	
		金屏風及び銀屏風	1双	1,580円	
		地がすり	1枚	1,170円	
		緋毛せん	1枚	410円	
		上敷ござ	1枚	200円	
		赤布団	1枚	200円	
		座布団	1枚	70円	
		高座用座布団	1枚	250円	
		箱馬	1個	100円	
		木台	1個	100円	
		開き足	1個	100円	
		人形立	1個	100円	
		雪布	一式	360円	
		振落とし竿	一式	300円	
		めくり台	1個	360円	
		箱階段(2段)	1個	300円	
舞台関係 設備	舞台設備	舞台せり上げ装置小ぜり	1基	1,100円	
		オーケストラピットせり上げ装置	1基	6,390円	
		大ホール音響反射板	一式	6,290円	
		小ホール音響反射板	一式	3,310円	
		映写スクリーン	一式	1,700円	
		松羽目及び竹羽目	一式	2,720円	
		仮設鳥屋囲い	一式	880円	
		プロンプターボックス	一式	2,200円	
		幕類(定式幕・紗幕)	1枚	990円	
		吊り旗	一式	100円	
		照明設備	大ホール及び 小ホール共通 照明設備	サスペンションライト(1.5kW)	1台
サスペンションライト(1kW)	1台			300円	
サスペンションライト(750W)	1台			250円	
サスペンションライト(650W)	1台			200円	
サスペンションライト(500W)	1台			150円	
シーリングライト(2kW)	1台			620円	
シーリングライト(1.5kW)	1台			460円	
シーリングライト(1kW)	1台			300円	
シーリングライト(750W)	1台			250円	
サイドスポットライト(1kW)	1台			300円	
サイドスポットライト(750W)	1台			250円	
ステージスポットライト(1.5kW)	1台			460円	
ステージスポットライト(1kW)	1台			300円	
ステージスポットライト(750W)	1台			250円	
ステージスポットライト(650W)	1台			200円	
ステージスポットライト(500W)	1台	150円			

		トーメンタルスポットライト (1 kW)	1台	300円	
		トーメンタルスポットライト (750W)	1台	250円	
		トーメンタルスポットライト (500W)	1台	150円	
		バルコニススポットライト (1 kW)	1台	300円	
		バルコニススポットライト (750W)	1台	250円	
		ACライト	1組	730円	
		ランプピン	1台	570円	
		フットライト (3回路用)	1本	460円	
		ストロボライト	1台	1,170円	
		エフェクトマシン	1台	840円	
		プロジェクタースポットライト	1台	370円	
		先玉	1台	200円	
		種板	1個	200円	
		ミラーボール	1個	840円	
		スライドキャリア	1台	1,670円	
		星球	一式	1,170円	
		移動式照明操作卓	1台	2,080円	
		移動式調光器 (A)	1台	3,660円	
		移動式調光器 (B)	1台	1,250円	
		カラーチェンジャー	1台	1,670円	
		ライトタワー	1台	1,250円	
		オーバーヘッドプロジェクター	1台	1,650円	
	大ホール照明 設備	ボーダーライト	1列	1,270円	
		アッパーホリゾンライト	1列	2,770円	
		ローアホリゾンライト	1列	1,580円	
		クセノンピンスポットライト (3 kW)	1列	3,660円	
		反射板天板ライト	一式	2,650円	
	小ホール照明 設備	ボーダーライト	1列	890円	
		アッパーホリゾンライト	1列	1,480円	
		ローアホリゾンライト	1列	840円	
		クセノンピンスポットライト (2 kW)	1列	2,770円	
		反射板天板ライト	一式	2,650円	
	照明設備を組 み合わせて使 うとき。	大ホールAセット	1組	5,320円	ボーダーライ ト3列、サイ ドスポットラ イト8台、シ ーリングスポ ットライト10 台
		大ホールBセット	1組	10,560円	ボーダーライ ト3列、サス ペンションラ

					イト24台、サイドスポットライト16台、シーリングスポットライト16台
		大ホールCセット	1組	13,540円	サスペンションライト6台、サイドスポットライト32台、シーリングスポットライト40台、反射板天板ライト一式
		大ホールDセット	1組	22,840円	サスペンションライト53台、サイドスポットライト36台、シーリングスポットライト32台、ステージスポットライト12台、アップーホリゾントライト1列、ローホリゾントライト1列
		小ホールAセット	1組	4,790円	ボーダーライト2列、サイドスポットライト8台、シーリングスポットライト16台
		小ホールBセット	1組	9,060円	ボーダーライト2列、サスペンションライト24台、サイドスポットライト8台、

					シーリングス ポットライト 16台
		小ホールCセット	1組	12,040円	サイドスポッ トライト32 台、シーリン グスポットラ イト40台、反 射板天板ライ ト一式
		小ホールDセット	1組	19,100円	サスペンショ ンライト48 台、サイドス ポットライト 32台、シーリ ングスポット ライト32台、 ステージスポ ットライト8 台、アッパー ホリゾントラ イト1列、ロ ア－ホリゾン トライト1列
	その他設備	スモークマシン	1台	840円	
		ドライアイスマシン	1台	840円	
音響関係 設備	ホール音響設備	大ホール拡声装置	一式	4,650円	ダイナミック マイク1個を 含む。
		小ホール拡声装置	一式	2,770円	ダイナミック マイク1個を 含む。
		ダイナミックマイク	1個	840円	
		コンデンサーマイク	1個	1,270円	
		ワイヤレスマイク装置	1チ ヤン ネル	1,800円	
		可搬式テープレコーダー	1台	930円	
		コンパクトディスクレコーダー	1台	1,150円	
		コンパクトディスクプレーヤー	1台	1,170円	
		ミニディスクプレーヤー	1台	1,220円	
		デジタルオーディオテープレコーダー	1台	1,390円	

	リバーブ	1台	1,590円	
	ディレイ	1台	1,510円	
	ノイズゲート	1台	830円	
	エフェクトプロセッサー	1台	1,380円	
	ステージスピーカー	1台	1,270円	パワーアンプ 1台を含む。
	移動式音響調整卓	1台	2,200円	
	マイクスタンド (床上)	1個	300円	センターの設 備を使用しな い場合に限 る。
	マイクスタンド (卓上)	1個	150円	センターの設 備を使用しな い場合に限 る。
	3点吊りマイク装置	一式	1,140円	
	音響関係回路	1回 路	100円	センターの設 備を使用しな い場合に限 る。
楽器	フルコンサートピアノ (A)	1台	10,670円	
	フルコンサートピアノ (B)	1台	5,960円	
	グランドピアノ	1台	3,510円	
	アップライトピアノ	1台	1,620円	
	電子ピアノ	1台	1,030円	
	ギターアンプ	1台	510円	
	ベースアンプ	1台	460円	
	ドラムセット	1台	460円	
	大太鼓	1台	840円	
	バスドラム	1台	360円	
	ティンパニー (A)	1台	410円	
	ティンパニー (B)	1台	410円	
	ティンパニー (C)	1台	460円	
	ティンパニー (D)	1台	460円	
	演奏者用椅子	1脚	150円	
	ピアノ用椅子	1脚	150円	
	チェロ用椅子	1脚	150円	
コントラバス用椅子	1脚	250円		
映像設備	映像収録装置	1台	8,160円	
	ビデオカメラ	1台	1,560円	
	ビデオテープレコーダー (A)	1台	1,250円	
	ビデオテープレコーダー (B)	1台	950円	

	DVDプレーヤー	1台	620円	
	DVDレコーダー	1台	620円	
	ビデオプロジェクター (A)	1台	12,560円	
	ビデオプロジェクター (B)	1台	4,080円	
	ビデオプロジェクター (C)	1台	1,610円	
	スライドプロジェクター (A)	1台	1,270円	
	スライドプロジェクター (B)	1台	790円	
	簡易オーバーヘッドプロジェクター	1台	940円	
	書画カメラ	1台	1,560円	
	35ミリ映写機	1台	11,000円	
	スクリーン (A)	1台	590円	
	スクリーン (B)	1台	410円	
	レーザーポインター	1台	200円	
同時通訳設備	大ホール	一式	4,320円	
	小ホール	一式	4,320円	
その他設備機器	バレーバー	1本	200円	
	バレー用シート	1枚	510円	
	姿見	1台	200円	
	PAテーブル	1台	360円	
	展示用パネル	1枚	100円	
	折り畳み机	1脚	150円	
	スタッキングいす	1脚	60円	
	シャワー設備	1室	510円	
	電気洗濯機及び乾燥機	一式	680円	
	電気アイロン	1台	100円	
	コンセント (A)	1個	250円	センターの設備を使用しない場合に限る。
	コンセント (B)	1個	100円	センターの設備を使用しない場合に限る。

様式第1号（第2条関係）

## 指定管理者指定申請書

年 月 日

様

所在地  
 申請者 名 称  
 代表者氏名

㊟

島根県芸術文化センターの指定管理者について指定を受けたいので、島根県芸術文化センター条例第7条第2項の規定に基づき下記のとおり申請します。

## 記

団 体 名			
代 表 者 職 ・ 氏 名			
主たる事務所の所在地			
設 立 年 月 日	年 月 日	構 成 員 の 人 数	人
資 本 金	円		
提携団体（他団体と連携して管理を行う場合に記入すること。）			

## 様式第2号（第7条関係）

## 島根県立石見美術館観覧料減免申請書

年 月 日

様

住 所 〒

(団体にあっては、主たる事務所の所在地)

申請者 氏 名

(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

(自宅及び勤務先)

下記のとおり観覧料の減免を受けたいので申請します。

記

観 覧 期 日	年 月 日 ( ) 曜日		
展 覧 会 名			
減 免 を 申 請 す る 理 由	<input type="checkbox"/> 小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者が、学校が編成した教育課程に基づく活動により教職員に引率されて観覧する場合 <input type="checkbox"/> 上記の者を教職員が引率する場合 <input type="checkbox"/> その他の場合 ( )		
区 分	正 規 の 観 覧 料	※ 減 免 率	※ 減 免 後 の 観 覧 料
小学校の児童、中学校若しくは高等学校の生徒又はこれらに準ずる者	円 × 人 = 円	%	円
上記を引率する教職員	円 × 人 = 円	%	円
そ の 他 の 者	円 × 人 = 円	%	円
合 計	円		円

(注) ※印欄は、記載しないでください。

## 教 育 委 員 会 規 則

島根県立美術館条例施行規則及び島根県立石見美術館管理規則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年3月31日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

### 島根県教育委員会規則第2号

島根県立美術館条例施行規則及び島根県立石見美術館管理規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- (1) 島根県立美術館条例施行規則（平成16年島根県教育委員会規則第28号）
- (2) 島根県立石見美術館管理規則（平成16年島根県教育委員会規則第29号）

### 附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。